

「満濃池水掛り相離申度願連印帳」

那珂郡今津村 横井家文書

加永七年

満濃池水掛り相離

申度願連印帳

横井家

村

宣八月

以上之完

一滿濃池大損有大造之

造者後打續遂悉難混

仕者每五十年必行一安

由款年中上出得无以評

後發難為約以類二付

而志多矣及津由領同根

水掛り其難は社度

由領年中上出定法位

之上者以上

加永七年

八月

那珂郡今津村 横井家文書

【資料名】満濃池水掛り相離申度願連印帳 (資料番号 6381)

【解説】

那珂郡今津村 (現…丸亀市今津町) の庄屋を勤めた横井家に伝わる資料。連年続いた満濃池の大規模な工事により、村々の疲労は大きいものであった。そのような中、満濃池が決壊した。その後すぐに復旧工事に取りかかるとなれば、さらに工事の連続となり生活が破綻するため、引き延ばしを嘆願するも、約束できないと回答されたため、満濃池水掛りを離れたい旨を申入れている。

【翻刻文】

口上之覚

一満濃池大損ニ付大造之

御普請相続迷惑難渋

仕候間両三ヶ年延引之義

御歎奉申上候得共御評

儀茂難御約候趣ニ付

而者多度津御領同様

水掛り相離候様仕度

御願奉申上候宜被仰

上可被下候以上

嘉永七年

寅八月